１２／２３（火）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　　１２月２３日（火）１０時００分

発表項目（行事名）	「（仮称）今金せたな風力発電事業　環境影響評価準備書」に係る公聴会の開催及び公述人の募集について		
記者レクチャーのお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	

概要

【ポイント】
- ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社が作成した「（仮称）今金せたな風力発電事業　環境影響評価準備書」について、公聴会を開催します。
- これに当たり、令和８年１月 16 日（金）を期限として、環境の保全の見地から意見を述べる公述人を募集します。

１　公聴会の内容

環境影響評価法に基づきＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社が作成した「（仮称）今金せたな風力発電事業　環境影響評価準備書」について、経済産業大臣に意見を述べるに当たり、北海道環境影響評価条例に基づき、道が公聴会を開催し、公述人から意見を聴取します。

（１）開催日時

令和８年（2026 年）１月 27 日（火）　18 時 30 分～

（２）開催場所

せたな町民ふれあいプラザ　２階研修室

（せたな町北檜山区徳島８－１）

２　公述人の募集

（１）公述の申出

公聴会で公述したい方は、募集期限までに必要事項（意見の概要、住所、氏名及び電話番号）を記載した書面を道に提出する必要があります。（＊詳細については、別紙を御覧ください。）

（２）公述人の募集期限

令和８年（2026 年）１月 16 日（金）（当日必着）

※公聴会に関する情報については、北海道のウェブサイト（北海道の環境影響評価情報）にも掲載しています。

(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html)

参考

＜事業の概要＞
- 種類　風力（陸上）発電所の設置
- 規模　出力最大 79,800kW
- 対象事業実施区域　瀬棚郡今金町及び久遠郡せたな町
- 関係地域　瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町及び二海郡八雲町

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所) 檜山振興局管内報道各社、渡島総合振興局記者クラブ

担当（連絡先）	環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係（担当者：課長補佐　名畑） TEL ダイヤルイン　０１１－２０４－５９８１　内線　２４－２０７ 公用スマホ　０１１－５８５－６１０４　内線　１６１２５

（仮称）今金せたな風力発電事業　環境影響評価準備書に係る
公聴会の開催及び公述人の募集について

（仮称）今金せたな風力発電事業　環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、道民その他の者の環境保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を次のとおり開催します。

記

1　公聴会の日時、場所
（1）日時　令和８年１月 27 日（火）午後６時 30 分から
（2）場所　せたな町民ふれあいプラザ　２階研修室
（せたな町北檜山区徳島８－１）

2　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
（1）名　　称　ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社
（2）代表者の氏名　代表取締役　竹内　一弘
（3）事務所の所在地　東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森 JP タワー45 階

3　対象事業の名称、種類及び規模
（1）名称　（仮称）今金せたな風力発電事業
（2）種類　風力（陸上）発電所の設置
（3）規模　出力約 79,800kW

4　対象事業実施区域
瀬棚郡今金町及び久遠郡せたな町

5　関係地域の範囲
瀬棚郡今金町、久遠郡せたな町及び二海郡八雲町

6　公述人の決定等の手続
（1）公述の申出
公聴会において準備書について環境保全の見地からの意見を述べようとする者は、令和８年１月 16 日（金）（当日必着）までに、公聴会において意見を述べたい旨及び意見の概要並びに住所、氏名及び電話番号を記載した書面を郵送又は HARP フォームにより北海道知事に提出するものとする。
・郵 送 先　〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係
・HARP フォーム URL　https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=KyKx2mhB

（2）公述人の決定
知事は、（１）による申出をした者及び学識経験のある者のうちから公述人を定め、その公述人にその旨を通知する。

7　傍聴人の収容人員
約 20 人

8　その他公聴会の開催に関して必要な事項

北海道環境影響評価条例公聴会開催要領（令和４年 11 月 10 日施行）に基づき実施する。

（１）公聴会は、知事の指名する職員（以下「議長」という。）が主宰する。

（２）公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

（３）各公述人の発言時間は、それぞれ 10 分以内とする。ただし、公述人が多数に及ぶときは、発言時間を短縮することがある。

（４）公述人の発言は、準備書の記載事項以外の事項について発言してはならない。

（５）議長は、公述人が、準備書の記載事項以外の事項について若しくは定められた時間の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（６）公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、公述人が事故その他やむを得ない事情により公聴会に出席できないと認められるときは、議長は、文書で意見を提出させ、職員にその朗読をさせることができる。

（７）議長は、公述人に対し質疑をすることができる。

（８）傍聴は先着順とする。

（９）議長は、事故の防止その他必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

（10）傍聴人は、公聴会において発言することができない。

（11）議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を妨げ又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

9　公聴会の中止

議長は、天災地変その他の理由により公聴会を開催し、又は継続することが困難であると認めるときは、公聴会を中止することができる。この場合において、議長は、公聴会に代わる方法により、公述人の陳述を求めることができる。

10　公聴会に関する照会先

北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係

札幌市中央区北３条西６丁目　電話 011－204－5981